

法改正 情報	2025 年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編
-------------------	--

11567

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後	
健保	第 1 分冊 92	プラス α※ ¹ 下から 2 行目	300, 000 円	<u>320, 000</u> 円	
	第 1 分冊 96	ズバリ、一言!! 最終行	必要があります※ ² 。	必要があります※ ² ※ ³ 。	
		側注	プラス α※ ³ として 健保別紙 1 を追加してください。		
	第 1 分冊 102	表を 健保別紙 2 へ差し替えてください。			
	第 1 分冊 105	表を 健保別紙 3 へ差し替えてください。			
	第 1 分冊 165	(4)条文の下	1000 分の 16. 0	1000 分の <u>15. 9</u>	
国年	第 1 分冊 365	ズバリ、一言!! 最終行	適用されています。	適用されています※ ³ 。	
		側注	アドバイス※ ³ として 国年別紙 1 を追加してください。		
	第 1 分冊 366	(2)タイトル	(2)年金額	(2)年金額※ ¹	
		側注	プラス α※ ¹ として 国年別紙 2 を追加してください。		
	第 1 分冊 367	(4)タイトル	(4)調整期間における改定率の改定	(4)調整期間における改定率の改定※ ³	
		側注	アドバイス※ ³ として 国年別紙 3 を追加してください。		

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	第2分冊 11	プラスα※ ³ 1行目	任意適用申請書	<u>所定の事項を記載した申請書</u>
		プラスα※ ⁵ 1行目	任意適用取消申請書	<u>所定の事項を記載した申請書</u>
	第2分冊 72	(4)タイトル	(4)再評価率の改定の仕組み	(4)再評価率の改定の仕組み※ ³
		側注	アドバイス※ ³ として 厚年別紙1 を追加してください。	
	第2分冊 85	(1)条文内 2箇所	支給停止調整額（50万円）	支給停止調整額（ <u>51</u> 万円）
	第2分冊 86	支給停止 基準額の 計算式内	50万円	<u>51</u> 万円
		①タイトル		
		②タイトル		
	第2分冊 87	黒板内		
	第2分冊 88	計算してみ よう	厚年別紙2 へ差し替えてください。	
第2分冊 113	(1)条文内 下から 6～5行目	支給停止調整額 50万円	支給停止調整額 <u>51</u> 万円	
社一	第2分冊 241	②タイトル	②健康保険の保険給付との相違 点	②健康保険の保険給付との相違 点※ ⁴
		側注	アドバイス※ ⁴ として 社一別紙1 を追加してください。	
	第2分冊 256	(4)タイトル	(4)職務外疾病給付	(4)職務外疾病給付※ ³
		側注	アドバイス※ ³ として 社一別紙2 を追加してください。	
	第2分冊 273	④タイトル	④後期高齢者医療給付の 種類	④後期高齢者医療給付の 種類※ ⁴ ※ ⁶
		側注	アドバイス※ ⁶ として 社一別紙3 を追加してください。	
	第2分冊 303	(5)タイトル	(5)支給及び支払	(5)支給及び支払※ ³
		側注	アドバイス※ ³ として 社一別紙4 を追加してください。	

健保別紙 1 (第 1 分冊 P96)

アドバイス※3

電子資格確認を利用することができない保険医療機関等で受診する場合には、**マイナ保険証（健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード）**とともに**資格情報通知書**を提示することで保険診療を受けることができます。

健保別紙 2 (第 1 分冊 P102)

区 分			食事療養標準負担額
低所得者以外の者	① ②に該当しない者		1 食につき 510 円
	②小児慢性特定疾病児童等又は指定難病の患者		1 食につき 300 円
低所得者	市町村民税の	入院日数 90 日以下	1 食につき 240 円
	非課税者等	入院日数 90 日超	1 食につき 190 円
	70 歳以上で判定基準所得がない者		1 食につき 110 円

健保分冊 3 (第 1 分冊 P105)

区 分				食費 (1 食につき)	住居費 (1 日につき)
① 下 記 ② ～ ④ 以 外 の 者	低所得者以外	保険医療機関（Ⅰ）※ 2 に入院		510 円	370 円
		保険医療機関（Ⅱ）※ 3 に入院		470 円	
	低所得者	市町村民税非課税者等		240 円	
		70 歳以上で判定基準所得がない者		140 円	
② 入 院 医 療 の 必 要 性 の 高 い 者	低所得者以外	保険医療機関（Ⅰ）※ 2 に入院		510 円	370 円
		保険医療機関（Ⅱ）※ 3 に入院		470 円	
	低所得者	市町村民税	入院日数 90 日以下	240 円	
		非課税者等	入院日数 90 日超	190 円	
		70 歳以上で判定基準所得がない者		110 円	
③ 指 定 難 病 の 患 者	低所得者以外			300 円	0 円
	低所得者	市町村民税	入院日数 90 日以下	240 円	
		非課税者等	入院日数 90 日超	190 円	
		70 歳以上で判定基準所得がない者		110 円	
④境界層該当者※ 4				110 円	0 円

国年別紙 1 (第 1 分冊 P365)

アドバイス※ 3

令和 7 年度の年金額については、物価変動率が **+2.7%**、名目手取り賃金変動率が **+2.3%** となったため、新規裁定者に係る改定率及び既裁定者に係る基準年度以後の改定率の算定においては、いずれも **名目手取り賃金変動率 (+2.3%)** が基準となります。

国年別紙 2 (第 1 分冊 P366)

プラス α ※ 1

令和 7 年度の改定率は、昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者に係る改定率は「**1.065**」、昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者に係る基準年度以後改定率は「**1.062**」となる。なお、子の加算額に係る改定率は、受給権者の生年月日にかかわらず「**1.065**」となる（改定率改定令 1 条）。

国年別紙 3 (第 1 分冊 P367)

アドバイス※ 3

令和 7 年度の調整率が「**0.996**」であり、前年度の特別調整率及び基準年度以後の特別調整率が「**1**」（前年度までの未調整分はなし）となります。

厚年別紙 1 (第 2 分冊 P72)

アドバイス※ 3

令和 7 年度の年金額については、再評価率及び基準年度以後再評価率いずれも **+1.9%** 改定となりました。

厚年別紙 2 (第 2 分冊 P88)

◆計算してみよう◆

問. 次の被保険者である本来の老齢厚生年金の受給権者の在職老齢年金の額は、月額でいくらとなるか？

- ①標準報酬月額 30 万円
- ②被保険者である日が属する月以前 1 年間の標準賞与額 120 万円
- ③老齢厚生年金の額 240 万円
- ④加給年金額、経過的加算額及び繰下げ加算額なし

①+②により、総報酬月額相当額＝30 万円＋（120 万円÷12）＝40 万円となる。

③+④より、基本月額＝240 万円÷12＝20 万円となる。

よって、総報酬月額相当額＋基本月額＝40 万円＋20 万円＞51 万円なので、

支給停止基準額（月額）＝（40 万円＋20 万円－51 万円）× 2 分の 1＝4.5 万円

支給されていた老齢厚生年金の月額は、20 万円（240 万円÷12）なので

在職老齢年金の月額は、20 万円－4.5 万円＝15.5 万円

答え. 15.5 万円^{※1}

社一別紙 1 (第 2 分冊 P241)

アドバイス※ 4

健康保険と同様に、従来の被保険者証の新規発行を終了するとともに、マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者には、**世帯主からの求めに応じ、市町村**が、資格確認書等を書面又は電磁的方法により提供します。

社一別紙 2 (第 2 分冊 P256)

アドバイス※ 3

健康保険と同様に、従来の被保険者証の新規発行を終了するとともに、マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者又はその被扶養者には、**被保険者からの求めに応じ、協会**が、資格確認書を書面又は電磁的方法により提供します。

社一別紙 3 (第 2 分冊 P273)

アドバイス※ 6

健康保険と同様に、従来の被保険者証の新規発行を終了するとともに、マイナ保険証による電子資格確認を受けることができない状況にある被保険者には、**被保険者からの求めに応じ、後期高齢者医療広域連合**が、資格確認書等を書面又は電磁的方法により提供します。

社一別紙 4 (第 2 分冊 P303)

アドバイス※ 3

児童手当は、所得制限なく、すべての受給資格者に対して支給されます。

以 上

法改正 情報	2025 年度版 比較認識法®で覚える！ 社労士合格プレミアムテキスト 社会保険科目編
-------------------	--

11567

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	第 1 分冊 25	プラス α ※ ² 1 行目	当該任意適用申請書	<u>所定の事項を記載した申請書</u>
	第 1 分冊 26	プラス α ※ ³ 1 ～ 2 行目	当該任意適用取消申請書	<u>所定の事項を記載した申請書</u>
	第 1 分冊 98	プラス α ※ ¹	健保別紙 1 へ差し替えてください。	
	第 1 分冊 174	下から 5 ～ 4 行目	延滞税特例基準割合	延滞税特例基準割合 (令和 7 年は <u>0.4%</u>)
国年	第 1 分冊 285	8 ～ 9 行目		
厚年	第 2 分冊 64	下から 7 ～ 6 行目		
社一	第 2 分冊 242	③ 4 行目	厚生労働省令で定める期間	<u>1 年間</u>
	第 2 分冊 248	下から 2 行目	厚生労働省令で定める期間	<u>1 年 6 月間</u>
	第 2 分冊 249	6 ～ 7 行目		

健保別紙 1 (第 1 分冊 P98)

被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、被保険者は、保険者に対し、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、保険者は、速やかに、書面の交付又は電磁的方法による提供をするもの（「資格確認書」という。）とする。なお、この資格確認書の有効期限は、交付又は提供の日から起算して 5 年を超えない範囲内において保険者が定めるものとされている（法 51 条の 3、令和 5 法附則 15）。

以 上